【静岡市】計画相談支援・障害児相談支援に関するＱ＆Ａ（抜粋）

計画相談支援のモニタリングに係る事務手続きの一部変更に伴い修正となった部分の抜粋となります。

４　モニタリングについて

**同意欄の削除により、質問4-6の削除**

~~質問4-6~~

~~様式3-1への利用者の同意をもらう方法として、郵送で書類をやり取りすることは可能か。~~

回答

~~利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、モニタリング報告書の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。~~

**質問6-3の一部修正**

質問6-3

計画相談支援給付費請求時の「モニタリング日」はいつの日付を設定するのか。

回答

サービス利用支援費は、~~継続サービス利用支援費ともに~~利用者が計画に同意した日（同意日）を設定する。

　具体的には、様式2-1~~又は様式3-1「利用者同意署名欄」~~に同意を得た日となる。

　なお、上記様式の「利用者同意署名欄」に同意日を記載する枠が無い場合、「利用者同意署名欄」上部の空白部等に同意日を記載するなどして記録を残すこと。

　継続サービス利用支援費は、モニタリング実施日を設定する。

　具体的には、様式3-1「モニタリング実施日」となる。

**○サービス等利用計画関係様式の記載内容に関する留意事項の一部削除**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式名 | 該当項目 | 留意事項 |
| 様式3-1「モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）」 | 計画作成担当者 | 報告書を作成した相談支援専門員の氏名を記載（相談支援専門員以外の者は不可）。 |
| 計画作成日 | モニタリングの対象となる様式2-1の計画作成日の日付を記載。 |
| モニタリング（面接）実施日 | モニタリングのための面接を実施した日を記載。 |
| ~~利用者同意署名欄（日付）~~ | ~~契約者氏名（サービス利用者が18歳以上の場合にはサービス利用者、サービス利用者が18歳未満の場合は保護者）を記載。同意日も記載。~~ |